



埼玉県報

第240号
令和3年(2021年)
9月3日
金曜日

目次

告示

- 個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示（税務課）
- 令和3年度後期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 令和3年度後期技能検定手数料減額（産業人材育成課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 宅地建物取引業法の規定に基づく免許取消処分公告（建築安全課）
- 令和3年度埼玉県立学校29校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する落札者等の公示（ICT教育推進課）
- 一般国道299号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道299号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告示

埼玉県告示第千十一号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号ハの規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二第三項の規定により告示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

指定年月日	令和三年八月三十日
法人又は団体の名称	学校法人城西大学
代表者の氏名	上原 明
主たる事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町三番二十六号

告示

埼玉県告示第千十二号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、令和三年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シークェンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作

- 業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）
- ニ 単一等級
 - 電子回路接続（電子回路接続作業）
- 二 試験の方法
 - 実技試験及び学科試験
- 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表
- イ 実技試験
 - (1) 実施期日
 - 令和三年十二月三日（金）から令和四年二月十三日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日
 - (2) 実施場所
 - 協会が指定する場所
 - (3) 試験問題の公表
 - 令和三年十一月二十六日（金）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。
- ロ 学科試験
 - (1) 実施期日
 - 次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工及びガラス施工 二 三級 電気機器組立て、配管及び型枠施工 工	令和四年一月二十三日（日）

<p>一 特級</p> <p>鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>二 一級及び二級</p> <p>工場板金、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図</p> <p>三 三級</p> <p>造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図</p>	<p>令和四年一月三十日（日）</p>
<p>一 二級</p> <p>舞台機構調整</p>	<p>令和四年二月二日（水）</p>
<p>一 一級及び二級</p> <p>金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装</p>	<p>令和四年二月六日（日）</p>

<p>二 三級</p> <p>機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、かわらぶき及び鉄筋施工</p> <p>三 単一等級</p> <p>電子回路接続</p>	
---	--

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面又はその写し
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇—〇〇七四）

ハ 受付期間

令和三年十月四日（月）から令和三年十月十五日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を受検案内で指定する方法で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。
イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
造園	一万八千二百円（一万二千百円）
鑄造	一万八千二百円
金属熱処理	一万八千二百円
機械加工	一万八千二百円（一万二千百円）
放電加工	一万八千二百円
金型製作	一万八千二百円
金属プレス加工	一万八千二百円
工場板金	一万八千二百円
めっき	一万八千二百円
金属ばね製造	一万八千二百円
仕上げ	一万八千二百円
機械検査	一万八千二百円（一万二千百円）
ダイカスト	一万八千二百円
電子回路接続	一万八千二百円
電子機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
電気機器組立て	一万八千二百円（一万二千百円）
半導体製品製造	一万八千二百円
プリント配線板製造	一万八千二百円
自動販売機調整	一万八千二百円

コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	菓子製造	パン製造	石材施工	プラスチック成形	紳士服製造	婦人子供服製造	冷凍空気調和機器施工	農業機械整備	建設機械整備	油圧装置調整	空気圧装置組立て	内燃機関組立て	光学機器製造	時計修理	鉄道車両製造・整備
一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円	一万八千二百円（一万二千五百円）	一万八千二百円

防水施工	一万八千二百円
樹脂接着剤注入施工	一万八千二百円
ガラス施工	一万八千二百円
機械・プラント製図	一万八千二百円（一万二千二百円）
塗装	一万八千二百円
舞台機構調整	一万八千二百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号（埼玉
県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表産業労働部の項第十二号金
額の欄の知事が別に定める者）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表
令和四年三月十一日（金）に埼玉県ホームページに掲載するほか、協会から
合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知
協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に
問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第千十三号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和三年埼玉県告示第千十二号（令和三年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和三年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告 示

埼玉県告示第千十四号

令和三年埼玉県告示第六百十三号で公示した公共測量は、令和三年八月二十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千十五号

令和三年埼玉県告示第六百十四号で公示した公共測量は、令和三年八月十八日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千十六号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（ほ場整備に伴う、確定測量、三級基準点測量、四級基準点測量）

三 作業地域

熊谷市池上地内

四 作業期間

令和三年八月二十四日から令和四年二月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千十七号

測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量二点）

三 作業地域

埼玉県ふじみ野市川崎地内外

四 作業期間

令和三年九月十六日から令和四年三月十八日まで

告示

埼玉県告示第千十八号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
株式会社 Real Innovation（宅地建物取引業法上の商号有限会社オザワハウス）	市川聖愛（宅地建物取引業法上の代表者西條剛）	埼玉県川越市脇田町五番地十（宅地建物取引業法上の所在地埼玉県春日部市粕壁六千九百五十七番地三）

告示

埼玉県告示第千十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定により、令和三年八月三十一日付けで、次のとおり免許を取り消した。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元裕

発 株式会社シンセイ開	商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
新井 誠			埼玉県行田市持田二丁目十四番三十七号

告 示

埼玉県告示第千二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

令和3年度埼玉県立学校29校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課企画・総合調整担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和3年6月29日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

441,255,100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年5月21日

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
山字軍平二二四九番五地先まで	秩父郡小鹿野町三山字納宮二四七 三番一地从先から秩父郡小鹿野町三	区 間
	一〇・〇〇〃 二四・一七まで	敷地の幅員 (メートル)
	五六〇・〇〇	延長 (メートル)
	平成二十五年一月二十 五日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第 二号の道路予定区域の 一部変更である。	備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	埼玉県秩父郡小鹿野町三山字納宮二 四七三番一地从先から埼玉県秩父郡小 鹿野町三山字軍平二二四九番五地先 まで（ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）
供用開始の期日	令和三年九月三日
備考	令和三年九月三日付 埼玉県秩父県土整 備事務所長告示第九 号で告示した道路予 定区域の一部供用開 始である。延長五六 〇・〇〇メートル

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年九月三日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

第四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和三年九月三日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷前三千三百三十番三十六	指定に係る道路の位置
六十三・二七八	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年九月三日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年九月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和三年九月定例会提出予定案件について

ロ 令和四年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ハ その他